

日本リトルリーグ野球協会 リトルリーグ信越連盟

# 中南信ブロック 規 約

第1条 (名 称)

本会は 日本リトルリーグ野球協会 リトルリーグ信越連盟 中南信ブロック (以下「ブロック」という) と称する。

第2条 (事務局)

ブロックの定める所に事務局を置く。

第3条 (目 的)

本会は所属リーグの質的向上と、所轄リーグ相互の交流を深め、連盟との発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

1. 本会は次の事業を行なう。
  - (1) リトルリーグの普及
  - (2) ブロック大会の実施
  - (3) 連盟大会及びブロック予選大会の実施
  - (4) その他目的達成に必要な事業の実施

第5条 (理 事)

1. ブロックの運営は理事が当たる。
2. 理事は所属リーグのチームから各々2名を選出する。
  - (1) 選出された理事のうち1名を信越連盟派遣理事とする
3. 次の者を理事とする。
  - (1) 6条で選出された理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計・審判部部长・指導者部部长・女性部部长

## 第6条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。

理事長	1名	審判部部長	1名
副理事長	1名	指導者部部長	1名
事務局長	1名	女性部部長	1名
事務局次長	1名	監事	2名
会計	1名	顧問	若干名
2. 理事長は理事会に於いて、理事の互選とする。
3. 副理事長・事務局長・事務局次長・会計は理事長が任命し、理事会の承認を得るものとする。又、理事でない者を任命できる。
4. 理事長・事務局長・事務局次長・会計が理事より選出されたときは、新たに当該チームより理事を選出する。
5. 審判部部長は審判部が選出する。
6. 指導者部部長は指導者部が選出する。
7. 女性部部長は女性部が選出する。又、理事でない者を任命できる。
8. 監事は、他の役員・理事を兼ねることはできない。
9. 必要に応じて顧問を置くことができる。

## 第7条 (役員の仕事)

1. 役員は理事会の議決に基づいて、本会の会務を執行する。
  - (1) 理事長は本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
  - (3) 事務局長・事務局次長は理事長の指示に基づいて、本会の事務を行う。
  - (4) 会計は理事長の指示に基づいて、本会の会計を行う。
2. 監事は次の職務を行う。
  - (1) 財産状況を監査する。
  - (2) 役員の仕事執行状況を監査する。
  - (3) 財産の状況と会務執行状況を理事会に報告する。
3. 審判部部長は審判部を統括し、本会が主催又は後援する大会の競技実施を指揮する。
4. 指導者部部長は指導者部を統括し、本会が主催又は後援する大会の競技実施等の協力をする。
5. 女性部部長は女性部を統括し、本会が主催又は後援する大会及びブロック運営の協力等情報交換。
6. 顧問は、本ブロックの運営と懸案事項の相談に応じる。

第8条 (理事および役員の任期)

1. 理事及び役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2. 理事の資格を喪失した役員及び理事は、その時を以て退任する。
3. 補欠選任された理事及び役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第9条 (会 議)

1. 本会の会議は、総会・理事会と役員会とする。
2. 理事会は理事を以って構成し、定期理事会と臨時理事会に分ける。
3. 役員会は理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計を以って構成する。
4. 総会・理事会及び役員会は、理事長が招集する。
5. 総会の議長は、会員の推薦により決める。
6. 理事会及び役員会の議長は理事長がこれにあたる。

第10条 (総会の開催と定足数及び議決)

1. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は毎年1回、12月の第2週土曜日に開催する。
3. 総会は、第6条の役員と理事及びチームを代表するもの1名の出席を以って行う。
4. 委任状を以って出席とする事が出来る。
5. 総会は、1/2のチームの出席を以って成立する。
6. 総会の表決権は、審判部長・指導者部長・女性部長及び1チーム1個とする。
7. 総会の議決は、過半数を以って決する。

第11条 (理事会の表決権と議決)

1. 理事会の表決権は、審判部長・指導者部長・女性部長及び1チーム1個とする。
2. 理事会の議決は、過半数を以って決する。

第12条 (総会・理事会の議決事項)

1. 総会の議決事項は次の通りとする。
  - (1) 年度事業報告及び収支決算の承認。
  - (2) 次年度事業計画(案)及び会計予算(案)の承認。
  - (3) 規約の変更。
2. 理事会の議決事項は次の通りとする。
  - (1) 役員の選任及び解任。
  - (2) 新規に連盟入会を希望する所轄地域リーグの加盟承認。
  - (3) やむを得ない事情による、役員・理事・所属リーグ関係者の処分の決定。
  - (4) その他重要事項の決定。

第13条（役員会の議決事項）

1. 役員会の議決事項は次の通りとする。
  - （1） 理事会に付議する事項の決定。
  - （2） 理事会の議決事項の執行に関する決定。
  - （3） 理事会の議決を要しない会務に関する決定。

第14条（各 部）

1. 審判部

- （1） 審判部は、チームよりブロックへ登録された審判員により構成する。
- （2） 登録される審判員は、信越連盟・中南信ブロック審判部規約の審判講習修了者でなければならない。
- （3） 審判部部長は審判部を統括し、本会が主催又は後援する大会の競技実施を指揮する。
- （4） 信越連盟・ブロック等が主催又は後援する大会の競技実施等に協力する。

2. 指導者部

- （1） 指導者部は、チームよりブロックへ登録された指導者により構成する。
- （2） 登録される指導者は、信越連盟・中南信ブロック開催の研修会等を講習修了者でなければならない。
- （3） 指導者部部長は指導者部を統括し、本会が主催又は後援する大会の競技実施等の協力をする。
- （4） （2）修了者でなければ、監督として登録できない。又、監督代行もできない。ただし、研修を受けていない者が監督を行う場合は指導者部長の承認を得るものとする。
- （5） 指導者の資質向上とリーグの競技力向上を図る。
- （6） 指導者部主催のオールスター（6年生対象）交流会・ティーボール交流会等の実施。

3. 女性部

- （1） 各チーム及び支部より女性代表を1名選出する。
- （2） 中南信ブロックの運営の協力等情報交換。

第 15 条（資産の運用）

資産の運用は、総会で議決された予算によって行う。

第 16 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日に始まり、翌年 1 0 月 3 1 日に終わる。

第 17 条（施行細則）

本規約の執行に関する細則は、理事会の議決を得て別に定める。

第 18 条（補 則）

本規約は昭和 5 1 年 9 月 1 日より効力を有する。

第 19 条（改 訂）

この規約の不足についての細則は、信越連盟に準ずるものとする。

第 20 条

附則	平成 2 0 年 9 月	再発行
	平成 2 3 年 1 2 月 1 0 日	一部改正 役員構成・不足部追加訂正
	平成 2 4 年 1 月 2 8 日	一部改正 女性部
	平成 2 4 年 4 月 1 日	公益財団法人認定による協会名改正
	平成 2 4 年 1 2 月 8 日	一部改正 連盟派遣理事・指導者部
	平成 2 6 年 1 月 2 5 日	一部改正 指導者女性部部長理事・審判部
	平成 2 6 年 4 月 1 日	公益財団法人削除
	令和 4 年 1 2 月 1 0 日	一部改正 改正履歴参照
	令和 5 年 1 2 月 9 日	一部改正 改正履歴参照

改正履歴(R4.12 改正より)

改正日	条	項	号	項目	内 容
R4/12/10	第4条	1	(3)	改正前	連盟大会のブロック予選大会の実施
				改正後	連盟大会及びブロック予選大会の実施
				理由	連盟大会も運営するため文言を変更
R4/12/10	第6条	5		改正前	審判部部長は審判部が選出し、理事会の承認を得るものとする。
				改正後	審判部部長は審判部が選出する。
				理由	審判部にて選出されているため理事会の承認は不要であると判断
R4/12/10	第6条	6		改正前	指導者部部長は指導者部が選出し、理事会の承認を得るものとする。
				改正後	指導者部部長は指導者部が選出する。
				理由	指導者部にて選出されているため理事会の承認は不要であると判断
R4/12/10	第6条	7	-	改正前	女性部部長は理事長が任命し、理事会の承認を得るものとする。又、理事でない者を任命できる。
				改正後	女性部部長は女性部が選出する。又、理事でない者を任命できる。
				理由	理事長による任命をやめ、他の部会と同様に部会で選出とし、理事会の承認は不要であると判断
R4/12/10	第9条	3	-	改正前	役員会は理事長・事務局長・事務局次長・会計を以って構成する。
				改正後	役員会は理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・会計を以って構成する。
				理由	副理事長がもれていたため追記
R4/12/10	第10条	6	-	改正前	総会の表決権は、第5条3項(1)の役員と1リーグ1個とする。
				改正後	総会の表決権は、審判部長・指導者部長・女性部長及び1リーグ1個とする。
				理由	執行部は起案側のため表決権より執行部を抜いた
R4/12/10	第11条	1	-	改正前	理事会の表決権は、第5条3項(1)の役員と1リーグ1個とする。
				改正後	理事会の表決権は、審判部長・指導者部長・女性部長及び1リーグ1個とする。
				理由	執行部は理事会への起案側のため表決権より執行部を抜いた

改正日	条	項	号	項目	内 容
R4/12/10	第 14 条	1	(3)	改正前	審判部部長は審判部が選出し、理事会の承認を得るものとする。
				改正後	削除
				理由	第 6 条 5 項に同様の記載があるため削除
R4/12/10	第 14 条	1	(4)	改正前	—
			(5)	改正後	(4)→(3)、(5)→(4)
			理由	(3)号削除のため以下の号番号を繰り上げ	
R4/12/10	第 14 条	2	(3)	改正前	指導者部部長は指導者部が選出し、理事会の承認を得るものとする。
				改正後	削除
				理由	第 6 条 6 項に同様の記載があるため削除
R4/12/10	第 14 条	1	(4)	改正前	—
			(5)	改正後	(4)→(3)、(5)→(4)、(6)→(5)、(7)→(6)
			(6)	理由	(3)号削除のため以下の号番号を繰り上げ
			(7)		
R4/12/10	第 14 条	3	(1)	改正前	女性部部長は理事長が任命し、理事会の承認を得るものとする。又、理事でない者を任命できる。
				改正後	削除
				理由	第 6 条 7 項に同様の記載があるため削除
R4/12/10	第 14 条	3	(2)	改正前	—
			(3)	改正後	(2)→(1)、(3)→(2)
			理由	(1)号削除のため以下の号番号を繰り上げ	
R5/12/09	第 1 条	—	—	改正前	信越連盟
				改正後	リトルリーグ信越連盟
				理由	正式名称に訂正
R5/12/09	第 5 条	3	—	改正前	理事は所属リーグが各々 2 名を選出する
				改正後	理事は所属リーグのチームから各々 2 名を選出する
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 6 条	4	—	改正前	新たに当該リーグ
				改正後	新たに当該チーム
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 10 条	4	—	改正前	理事及びリーグを代表するもの 1 名
				改正後	理事及びチームを代表するもの 1 名
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 10 条	5	—	改正前	総会は、1 / 2 のリーグの出席
				改正後	総会は、1 / 2 のチームの出席
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため



改正日	条	項	号	項目	内 容
R5/12/09	第 10 条	6	-	改正前	1 リーグ 1 個とする
				改正後	1 チーム 1 個とする
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 11 条	1	-	改正前	1 リーグ 1 個とする
				改正後	1 チーム 1 個とする
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 14 条	1	(1)	改正前	審判部は、リーグよりブロックへ登録された
				改正後	審判部は、チームよりブロックへ登録された
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 14 条	2	(1)	改正前	指導者部は、リーグよりブロックへ登録された
				改正後	指導者部は、チームよりブロックへ登録された
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため
R5/12/09	第 14 条	3	(1)	改正前	各リーグ及び支部より女性代表を 1 名選出する
				改正後	各チーム及び支部より女性代表を 1 名選出する
				理由	リーグ内 2 チーム以上によるリーグ再編のため